

育児休業の取得状況の公表について

1. 対象企業

常時雇用する労働者が 300 人を超える企業

2. 計算期間

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 公表内容

男性の育児休業等の取得割合

男性の育児休業等取得状況に関する情報公表

令和7年3月末現在

医療法人 恒昭会	
男性の育児休業等 取得割合	56. 25%